

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	フカダ ナオヒロ 深田 直宏		授与番号 甲 1818 号
学位の種類	博士 (スポーツ健康科学)	授与年月日	2024 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]		
博士論文の題名	小学校高学年におけるボール運動系領域(ゴール型)の技能の指導内容に関する研究：教師に対する調査及び児童に対する調査を通して		
審査委員	(主査) 大友 智 (立命館大学スポーツ健康科学部 教授)	岡本 直輝 (立命館大学スポーツ健康科学部 教授)	
	海老 久美子 (立命館大学スポーツ健康科学部 教授)	岡出 美則 (日本体育大学スポーツ文化学部 教授)	
論文内容の要旨	<p>本論文の主題は、「小学校高学年におけるボール運動系領域(ゴール型)の技能の指導内容に関する研究:教師に対する調査及び児童に対する調査を通して」である。本論文では、1)体育授業におけるボール運動系領域の技能の指導内容の検討:ボールを持たない動きを対象として(研究課題 1)、2)教師からみた児童の発達段階に適合したボール運動系領域(ゴール型)の技能の指導内容の検討(研究課題 2)、並びに、3)児童からみた発達段階に適合したボール運動系領域(ゴール型)の技能の指導内容の検討(研究課題 3)が行われ、序章、第 1 章 研究課題 1、第 2 章 研究課題 2、第 3 章 研究課題 3、結章 総合的考察から構成されている。</p> <p>序章では、児童の学年段階に適したボール運動系領域(ゴール型)の技能の指導内容及び欧米における理解を中心としたボール運動の授業アプローチの発展に関するレビューが行われ、我が国におけるボール運動系領域(ゴール型)における技能の指導内容を検討する必要性が示され、ボール運動系領域(ゴール型)に関する研究の課題の整理を踏まえて、本研究の目的、本研究の方法、及び、本研究の構成が明示された。</p> <p>第 1 章では、小学校学習指導要領解説体育編(2008 年改訂)に技能の指導内容として例示された「ボールを持たないときの動き」は、児童の属性及び教師の属性に関わらず、戦術学習の要素を授業計画に位置付けることによって学習可能であることが明らかにされた。</p> <p>第 2 章では、教師に対する調査を通して、小学校学習指導要領解説体育編(2008 年改訂)に技能の指導内容として中学年に例示された攻撃時のボールを持たないときの動き、高学年に例示されたドリブル、攻撃時のボールを持たないときの動き、及びシュートに関する技能は、高学年児童に適切な指導内容であることが明らかにされた。</p> <p>第 3 章では、児童に対する調査を通して、小学校学習指導要領解説体育編(2008 年改訂)に技能の指導内容として高学年に例示されたドリブル、攻撃時のボールを持たない動き、及び中学校学習指導要領解説(2008 年改訂)に技能の指導内容として例示された守備に関する技能は、高学年児童に適切な指導内容であることが明らかにされた。</p> <p>結章では、教師に対する調査及び児童に対する調査を踏まえて、高学年児童に適切な技能の指導内容が提案された。また、高学年児童に適切な技能の指導内容を明らかにするためには、教師及び児童に対する調査に加えて、単元配当時間の調査を行うことが必要であることが考察された。</p> <p>以上から、本論文では、高学年児童に適切な技能の指導内容が明らかにされ、児童の発達段階に適切な技能の指導内容を明らかにする際に適用可能な教師及び児童に対する調査の方法論が提示された。このことから、本研究は、体育カリキュラムを検討する際のベースとなる研究であることが示された。</p>		

<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文の目的は、ボール運動系領域のゴール型を対象として、小学校高学年児童が身に付けることが可能な技能の指導内容を明らかにすることであった。本論文を審査した結果、本論文は、スポーツ健康科学分野における研究者及び高度専門職業人に必要な専門的研究能力と、その基礎となる学識を示していると判断された。</p> <p>以下に、論文審査の結果の要旨を示す。</p> <p>第 1 に、指導内容の学習可能性の検証は、指導内容の妥当性を検討する上で不可欠である。しかし授業の実施条件あるいは検証方法が習得状況に影響を与えるため、信頼できるエビデンスの蓄積が乏しい状況が続いていた。本論文では、複数の授業を介した習得状況の検証を通して、学習指導要領に例示された技能の指導内容の適否を明らかにした。このようなエビデンスは、指導内容そのものの難度に対応させて授業計画あるいは指導方略の検討を可能にしていくと考えられる。この点で、本論文は、極めて独創性の高い知見を示した論文であるとして、高く評価された。</p> <p>第 2 に、ボール運動に限らず、技能に関連した指導内容の学習可能性について、体育授業を通してほとんど検証されてきていない。特に、ゲームができることを求めている現行学習指導要領においては、ゲーム中に発揮されるパフォーマンスとして技能の学習状況が評価される必要があるが、そのエビデンスがほとんど蓄積されていない状況がみられる。これは、学習評価を通して学習指導要領の改善を図るという趣旨からみて好ましい状況ではない。本論文は、この問題解決に向けて体育授業を介したエビデンスを踏まえ、小学校のボール運動系の技能の指導内容の学習可能性を検証した点で学術的意義に意義ある論文として、高く評価された。</p> <p>第 3 に、本論文で適用した方法論は、今後の体育カリキュラムを検討する上でのベースとなることを示した。この点に、本論文の大きな意義が認められるとして、高く評価された。</p> <p>なお、本論文は、2 編の国際学会発表(筆頭)、及び、8 編の和文誌(筆頭)を基にまとめられたことが確認された。</p> <p>以上から、本論文は、「スポーツ健康科学分野の研究者や高度専門職業人に必要な専門的研究能力、ならびにその基礎となる豊かな学識を示した学術論文」とであると判断された。</p> <p>以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文の公聴会は、2024 年 1 月 17 日(水)15 時 00 分～15 時 45 分まで、びわこ・くさつキャンパスインテグレーションコア 2 階大会議室で実施された。公聴会において、学位申請者は、出席者の質問に対して適切に回答し、かつ、十分な説明を行った。続いて、15 時 45 分～16 時 30 分まで、同会議室において主査及び副査の計 4 名による非公開の口頭試問が実施された。本論文に関する審査委員の質問に対して、学位申請者は丁寧に回答し、かつ、十分な説明を行った。今後の研究に関する質問に対して、学位申請者は体育カリキュラムにおけるエビデンスの蓄積に関する研究課題があることを明確に回答した。また、審査委員は、審査委員が予備審査会において指摘した全ての事項について、十分に加筆あるいは修正が行われていることを確認した。</p> <p>以上、主査及び副査は、公聴会及び口頭試問の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、博士(スポーツ健康科学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。</p>